

よくある質問

R7.9.30 時点

(注) 保育所等入所申込み関連の手続きを、e-kanagawa 電子申請で行う場合の対応を記載しています。郵送や窓口で同手続きを行う場合と対応が異なる部分がありますので、申請方法ごとにご確認ください。

- 電子申請システムの操作に関する質問（利用者登録やログイン方法、一時保存方法含む操作方法や動作環境、システム不具合など）

[e-kanagawa 電子申請サイト](#)をご確認ください。

- 各手続き内容に関する質問

(1) 主に申請前に確認したい事項

Q1. 電子申請ができる手続きが知りたい。

A1. 以下4つの手続きは電子申請ができます。

なお、すべての手続きにおいて、利用者登録が必要です。

①保育所等入所申込み(※) ②保育所等入所申込変更届(※)

③保育所等入所申込取下届(※) ④保育所等入所申込み不足・不備書類の提出

(※) 署名用電子証明書が搭載された申請者(保護者一人分)本人のマイナンバーカードの読取りと暗証番号の入力が完了しないと、電子申請ができません。

Q2. 電子申請ができない可能な手続きが知りたい。

A2. 以下4つの手続きは電子申請ができません。

転園申込み、鎌倉市外からの申込み（お住まいの自治体を介さずに鎌倉市へ直接申し込む場合を含む）、鎌倉市外保育所等への申込み、出生前申込み（4月入所一次審査のみ）は行えません。

Q3. 受付期間は郵送や窓口での申請と同じか。

A3. 同じです。

Q4. きょうだいで一度に申請ができるか。

A4. 郵送や窓口での申請と同様に、申請児童ごとに申請が必要です。

Q5. 入所希望年度ごとに申請が必要か。

A5. 郵送や窓口での申請と同様に、入所希望年度ごとに申請が必要です。
リンクが年度ごとで異なりますのでご注意ください。入所希望年度を誤って申請した場合には、保育課までご相談ください。

Q6. 事前に必要な準備はあるか。

A6. 「保育所等入所申込み e-kanagawa 電子申請 事前チェックシート」をご活用ください（利用は任意です。）

Q7. 申込み時点で、添付が必須だが準備できていない書類がある。どうしたらいいか。

A7. 保育要件に係る書類は省略できませんが、その他の書類であれば添付せずに申込みできます。申込み後の対応については、保育課から送られるメールの内容をご確認ください。

Q8. 添付可能なファイル形式はなにか。

A8. 以下のファイル形式が添付可能です。紙で添付書類を準備している場合は、スキャンや撮影をして、データを変換してください（必ず文字が判別できるもの）

添付可能な拡張子 必須

サニタイズ対象のファイル形式 全選択 全解除

☒ xls ☒ docx ☒ pdf ☒ xlsx ☐ gif ☒ png ☐ ppt ☐ zip ☒ jpeg ☐ pptx ☐ csv ☒ jpg

☒ tif ☒ tiff ☐ txt ☒ doc

（2）主に申請後に確認したい事項

Q9. 申込みの処理状況を確認したい。

A9. e-kanagawa 電子申請にログイン後、【申込内容照会】メニューから、申込の処理状況を確認できます。

なお、保育課にて申込内容を確認後に、メールにて通知を送信します。

Q10. 申込み後、保育課からのメールで申込みに不備・不足があったことが分かった。申込みは受け付けてもらえていないのか。

A10. 申込みは受付完了しています。なお、郵送や窓口での申込み同様に、締切日までに書類の再提出がない場合は、締切日時点で揃っている書類のみで審査を行います。

Q11. 電子申請を行った内容を電子申請で修正するには、どうすればいいか。

A11. e-kanagawa 電子申請にログイン後、【申込内容照会】メニューから、修正を行う申込の処理状況を確認し、「修正する」ボタンをクリックして、申込情報を変更します。

処理状況が「処理待ち」又は「返却中」の場合のみ申込情報の修正が可能です。
処理状況がいずれにも当てはまらない場合は、すでに申込みを受理しているため、改めて「保育所等入所申込変更届」の手続きが必要です。

Q12. 電子申請を行った内容を電子申請で取り下げるには、どうすればいいか。

A12. e-kanagawa 電子申請にログイン後、【申込内容照会】メニューから、取り下げを行う申込の処理状況を確認し、「取り下げる」ボタンをクリックして、申込を取り下げます。

処理状況が「処理待ち」又は「返却中」の場合のみ申込の取り下げが可能です。
処理状況がいずれにも当てはまらない場合は、すでに申込みを受理しているため、改めて「保育所等入所申込取下届」の手続きが必要です。

Q13. はじめの保育所等入所申込みを電子で行ったが、申込み後、申込み内容の変更、取り下げや内定辞退、不足・不備書類を郵送や窓口で手続きすることは可能か。

A13. 可能です。

Q14. はじめの保育所等入所申込みを郵送または窓口で行ったが、申込み後、申込み内容の変更、取り下げや内定辞退、不足・不備書類を電子申請で手続きすることは可能か。

A14. 可能です。なお、署名用電子証明書が搭載された申請者（保護者一人分）本人のマイナンバーカードの読取りが必要な手続きがあります。Q&Aの1をご確認ください。